

証拠調べ再開申立書

2013年9月25日

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

9月18日の公判で、裁判所は不当にも証拠調べを打ち切り、次回公判を最終弁論期日と指定した。

しかし、9月18日の公判でも述べた通り、弁護人は行政法の学者である首藤重幸早稲田大学教授の意見書の証拠調べおよび同人の尋問を請求するものである。

同意見書は、裁判所庁舎という、公用物ではあるが裁判の公開の趣旨から裁判所へのアクセスが保障されなければならない特殊な場における調査管理規程の性質、それに基づく携帯電話持ち込み禁止命令の趣旨、構外退去命令の要件、公物警察権と実力行使の限度について、行政法学の公物法の見地と憲法の裁判の公開の観点から明らかにしたものである。

本件に於いては、新屋達之教授の意見書及び新屋達之教授自身が取り調べられたが、新屋教授は刑事法の観点から原判決を批判する意見書を作成し証言をなした者であり、公物法の観点で原判決を批判する首藤重幸教授の意見書及び証言については、それとは観点を異にするものである。公務執行妨害罪の成立要件である公務の適法性が

認められるかに関わって、首藤重幸教授の意見書の取調をなす必要性はきわめて高い。

そのことからすれば、裁判所は、証拠調べを再開して、首藤重幸教授の意見書および同人の尋問をおこなわなければならない。

以上